

2014年6月13日

会社名 株式会社 電通
代表者名 代表取締役社長執行役員 石井 直
(東証第1部 証券コード: 4324)
問合せ先 広報部長 河南 周作
(TEL 03(6216)8041)

募集新株予約権（業績条件付有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ

株式会社電通（本社：東京都港区、代表取締役社長執行役員：石井 直、資本金：746億981万円）は、平成26年6月13日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づき、当社マネジメント職に対し、下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正な価額にて有償で発行するものであり、特に有利な条件による発行ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

記

I. 新株予約権の募集の目的および理由

中期経営計画「Dentsu 2017 and Beyond」の達成および企業価値の増大を図るために、業績向上に対する意欲および士気をさらに高めることを目的として、当社マネジメント職に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。なお、これらの本新株予約権が仮にすべて行使されたとして、当社が新株を発行した場合、最大で、当社の発行決議日現在の発行済株式総数288,324,594株に対し約0.687%の希薄化が生じますが、この点につきましては、状況に応じて当社が自己株式を取得した上でそれを交付する可能性も含めて、今後検討してまいります。

今回の新株予約権の発行は、当社従業員の業績向上に対する意欲および士気をさらに高めることを目的としており、また、「II.新株予約権の発行要項 3.新株予約権の内容 (6)新株予約権の行使の条件」に定めるとおり、あらかじめ定める当社の業績条件を達成した場合に初めて権利行使を可能とするものであることから、本新株予約権の発行による株式の希薄化の規模は合理的な範囲にとどまるものと考えております。

II. 新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の数

19,810 個

ただし、上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる本新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる本新株予約権の総数をもって発行する本新株予約権の総数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権 1 個当たりの発行価額は、3,200 円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティング（以下、「プルータス」という）が算出した結果を参考に決定したものである。また、プルータスは、本新株予約権の発行を当社取締役会で決議した平成 26 年 6 月 13 日の前日の東京証券取引所における当社株価の終値 4,195 円/株、株価変動性 34.38%、配当利回り 0.79%、無リスク利率 0.305%や本新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額 4,195 円/株、満期までの期間 6.8 年、業績条件）に基づいて、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって本新株予約権の価値を算出したものである。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の種類および数（以下、「付与株式数」という）は、当社普通株式 100 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で、付与株式数を調整することができるものとする。

ただし、以上の調整は、本新株予約権のうち、当該調整の時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、出資すべき 1 株当たりの金額（以下、「行使価額」という）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金 4,195 円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行および自己株式の処分の場合を除く）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{払込金額}}{\text{新規発行前の 1 株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で、行使価額を調整することができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という）は、平成 30 年 6 月 1 日から平成 33 年 5 月 31 日までとする。

(4) 増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使によって株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とする。計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使によって株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①の定めにより増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、当社が中期経営計画「Dentsu 2017 and Beyond」に掲げる業績目標に準じて設定された以下に掲げる条件を達成した場合にのみ、当該新株予約権者に割り当てられた本新株予約権を上記 3.(3)の期間において行使することができる。

また、業績条件の判定においては、当社の決算短信に記載された下記(i)の事業年度にかかる連結損益計算書を参照するものとし、適用される会計基準の変更等により参照すべき財務数値の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において参照すべき適正な指標を取締役に定めて定めるものとする。

(i) 業績条件の数値（次の数値をいう）の基準年度：平成29年度

(ii) 連結売上総利益：7,200億円以上

(iii) のれん等償却前オペレーティング・マージン^{※1}：20%以上

※1 のれん等償却前オペレーティング・マージン＝のれん等償却前営業利益^{※2}÷売上総利益

※2 のれん等償却前営業利益：買収によって生じるのれん等の償却額を排除して算出される営業利益

- ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することになる場合は、新株予約権者は、当該本新株予約権を行使することはできない。
- ④ 新株予約権者は、本新株予約権を5個単位でのみ行使することができる。
- ⑤ その他の権利行使の条件は、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

4. 新株予約権の割当日

平成26年8月15日

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.(6)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」と

いう)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.(1)に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記3.(4)に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による再編対象会社の新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3.(6)に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由および条件

上記5.に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成 26 年 8 月 20 日

9. 申込期日

平成 26 年 7 月 18 日

10. 新株予約権の割当対象者、人数および割当数

当社マネジメント職 1,981 名 19,810 個

なお、上記割当対象者の人数は、本お知らせ提出時の予定人数であり、増減することがある。また、上記割当数は本新株予約権の上限の発行数を示したものであり、申込数等により減少することがある。

以 上